

協議事項(4) 印西市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1. 改正理由

印西市地域公共交通網形成計画を策定するために、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく「法定協議会」を設置し、その協議会の中で計画策定に向けた様々な協議を行う必要があります。この法定協議会の機能を、本交通会議に持たせるために、要綱を一部改正するものです。(改正要綱案は、20～22ページ参照)

2. 主な改正内容

- ・第1条（設置）に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として設置することを明記します。
- ・第2条（協議事項）に、「地域公共交通網形成計画」の作成及び変更に関する事項、実施に関する事項を協議事項とすることを明記します。
- ・第3条（組織）に、必要な委員構成を明記します。

現在の交通会議委員に、鉄道事業者、バス事業者、千葉県バス協会、道路管理者などの委員を追加することを予定しております。

3. 改正後の具体的な変化

- ・要綱改正後は、法定協議会として、印西市地域公共交通網形成計画策定に向けた様々な協議を行っていきます。
- ・これまでも協議いただいております、ふれあいバスや路線バスの見直し等につきましても、引き続き協議をお願いすることとなります。

（設置）

第1条 ~~本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するとともに、~~地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行い、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（1） 計画の作成及び変更に関する事項

（2） 計画の実施に関する事項

（3） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項

（4） 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

（5） その他交通会議が必要と認める事項

（組織）

第3条 交通会議は、委員25~~30~~人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1） 市民又は利用者

（2） 一般乗合旅客自動車運送事業者

（3） 一般乗用旅客自動車運送事業者

（4） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者の代表

（5） 市長の指名する者

（6） 千葉県職員

（7） 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者

（8） 千葉県印西警察署員

（9） 鉄道事業者

（10） 道路管理者又はその指名する者

（11） 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者の組織する団体

（12） 地域公共交通に係る学識経験を有する者

（13） その他市長が交通会議の運営上必要と認めた者

(会長)

第4条 会長は、前条第2項に規定する委員の中から互選により定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第5条 副会長は、第3条第2項に規定する委員の中から会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

4 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに代理人の出席に関する届出を行うことにより、当該代理人を交通会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(分科会)

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年8月1日から施行する。
(印西市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 印西市地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第46号）は、廃止する。

附 則（平成27年3月31日告示第58号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月28日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年 月 日告示第 号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(新)印西市地域公共交通会議 委員名簿(案)

現要綱			新要綱		
No.	所属	現要綱 該当 区分	No.	所属	現要綱 該当 区分
1	市民代表(公募市民)	(1)	1	市民代表(公募市民)	(1)
2	市民代表(公募市民)	(1)	2	市民代表(公募市民)	(1)
3	市民代表(高齢者クラブ連合会推薦)	(1)	3	市民代表(高齢者クラブ連合会推薦)	(1)
4	市民代表(町内会自治会連合会印西地区推薦)	(1)	4	市民代表(町内会自治会連合会印西地区推薦)	(1)
5	市民代表(町内会自治会連合会印旛地区推薦)	(1)	5	市民代表(町内会自治会連合会印旛地区推薦)	(1)
6	市民代表(町内会自治会連合会本埜地区推薦)	(1)	6	市民代表(町内会自治会連合会本埜地区推薦)	(1)
7	市民代表(女性の会推薦)	(1)	7	市民代表(女性の会推薦)	(1)
8	市民代表(民生委員児童委員協議会推薦)	(1)	8	市民代表(民生委員児童委員協議会推薦)	(1)
9	ちばレインボーバス株式会社	(2)	9	ちばレインボーバス株式会社	(2)
10	ちばレインボーバス株式会社 自動車運転士代表	(4)	10	ちばレインボーバス株式会社 自動車運転士代表	(4)
11	有限会社 大成交通	(2)(3)	11	有限会社 大成交通	(2)(3)
12	なの花交通バス株式会社	(2)	12	なの花交通バス株式会社	(2)
13	ちばグリーンバス株式会社	(2)	13	ちばグリーンバス株式会社	(2)
14	船尾タクシー有限会社	(3)	14	船尾タクシー有限会社	(3)
15	株式会社都市交通	(3)	15	株式会社都市交通	(3)
16	評論家・亜細亜大学講師	(5)	16	評論家・亜細亜大学講師	(12)
17	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局輸送担当 (首席運輸企画専門官)	(7)	17	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局輸送担当 (首席運輸企画専門官)	(7)
18	千葉県総合企画部交通計画課	(6)	18	千葉県総合企画部交通計画課	(6)
19	千葉県印西警察署交通課長	(8)	19	千葉県印西警察署交通課長	(8)
20	我孫子市建設部交通課長	(5)	20	我孫子市建設部交通課長	(5)
21	市職員(都市建設部長)	(9)	21	市職員(都市建設部長)	(5)(10)
22	市職員(健康福祉部長)	(9)	22	市職員(健康福祉部長)	(5)
23	市職員(企画財政部長)	(9)	23	市職員(企画財政部長)	(5)
			24	鎌ヶ谷観光バス有限会社	(2)
			25	北総鉄道株式会社	(9)
			26	東日本旅客鉄道株式会社	(9)
			27	千葉県印旛土木事務所	(10)
			28	一般社団法人千葉県バス協会	(11)
			29	市職員(教育部長)	(5)